

広島大学学術情報リポジトリ

Hiroshima University Institutional Repository

Title	平安時代における役割語としての子どもの言葉：待遇表現に着目して
Author(s)	石田, 芽衣
Citation	論叢 国語教育学, 17 : 1 - 12
Issue Date	2021-07-31
DOI	
Self DOI	10.15027/52316
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00052316
Right	
Relation	



平安時代における役割語としての子どもの言葉―待遇表現に着目して―

石田 芽衣

一 研究の目的

『源氏物語』の横笛¹に、左記のような場面がある。子どもの発言の部分には傍線を付している。

三の宮三つばかりにて中にうつくしくおはするを、こなたにぞ、また、とりわきておはしませたまひける、走り出でたまひて、
「大将こそ、宮抱きたてまつりて、あなたへ率ておはせ」と、みづからかしこまりて、いとしどけなげにのたまへば、うち笑ひて、「おはしませ。いかでか御簾の前をば渡りはべらん。いと軽々ならむ」とて、抱きたてまつりてみたまへれば、「人も見ず。まろは顔は隠さむ。なほなほ」とて、御袖してさし隠したまへば、いとうつくしうて率てたまつりたまふ。…(石田省略)…二の宮見つけたまひて、「まろも大将に抱かれん」とのたまふを、三の宮、「あが大将をや」とて控へたまへり。

(『源氏物語』横笛④三六二頁)

これは、三歳の匂宮(三の宮)と五歳の二の宮が、叔父である夕霧(大将)に抱っこをせがんでいる場面であり、匂宮と二の宮の言動はいかに子どもらしく描写されている。

特に注目したいのは、匂宮の「大将こそ、宮抱きたてまつりて、あなたへ率ておはせ」という発言である。ここで、匂宮は叔父である夕

霧に対して、「宮抱きたてまつりて」と自敬表現を用いつつ、「率ておはせ」と尊敬語を用いて待遇している。この後に「みづからかしこまりて、いとしどけなげにのたまへば」とあることから、この発言は一般的な敬語体系から外れた発言であったことが分かる。

このように、あえて不適切な敬語を使わせることで子どもらしさを表現しており、平安時代にも子ども独特の言葉遣いが表現されていたことが考えられる。本稿は、この子ども独特の言葉遣いを役割語²と捉え、平安時代の子どもの役割語の存在を明らかにしようとするものである。

現在、役割語の研究は、金水(二〇〇三)以来、着実に進められている。しかし、西田(二〇一六)が指摘するように、役割語研究は江戸時代後半以降の近代や現代が中心となっており、古代や中世についてはまだ検討が進んでいない。

西田(二〇一六)は、平安時代の和文学作品における「役割語」の存在の可能性を指摘しており、「子どものことば」については、「子どもの会話文は、用語も難解ではなく、構文的にも複雑なものではない。」と述べている。

また、森野(一九六八)は子どもの言葉遣いについて、「破格的表現

が目立つ」「一般の言い方に比べて、その音の一部を脱落させたような言い方がしばしば現れる」と指摘している。

しかし、これらの研究は、子どもの発言のみを見て、大まかな特徴を指摘することにとどまっておらず、大人の発言と比較して、作者が大人と子どもをどのように書き分けているか、具体的には明らかにしていない。

そこで、冒頭で指摘した不適切な敬語に着目し、「待遇表現」の観点から平安時代の和文作品における子どもと大人の発言を比較することによって、子どもの言葉がどのように表現されているのか明らかにしたい。

また、すべての作者が、子どもの言葉を同じように表現しようとしていたとは考えにくい。

そこで、作品ごとに分析することにより、作品によって作者の子どもの言葉の表現意識にどのような違いが出るのか明らかにしたい。

二 研究の方法

平安時代の作品における「子ども」と「大人」の発言を、「待遇表現」の観点で比較して分析を行う。

ここでの「子ども」の定義は「成人していない(元服・裳着のような成人の儀式を迎えていない)十三歳以下の人物」としており、ここからさらに、数え年で「一歳から六歳」「七歳から十三歳」に分けて考える。成人前であっても、年齢が明記されていない子どもについては、研究対象に含まないこととする。

また、「大人」の発言のうち、「大人から子ども」への発言は、子ども

にも近い言葉遣いになることが予想される。そのため、「大人から大人」の発言を、「大人」の発言とし、「大人から子ども」への発言は含まないこととする。

研究対象は、年齢が明記されている子どもの発言が多数存在する『新編日本古典文学全集』の『うつほ物語』『源氏物語』の二作品において、「子ども」と思われる人物の発言とし、比較対象は、『源氏物語』の「大人」である「紫の上」「匂宮」「惟光」と、『うつほ物語』の「仲忠」の発言とした。『うつほ物語』の「仲忠」の発言は、用例数が多いため、『新編日本古典文学全集』の二巻までを研究対象としている。

『うつほ物語』の「仲忠」の幼少時代については、大人びた言動が目立つため、「子ども」の発言には含まないこととした。

ここでの発言とは、会話として鍵括弧(「」)で囲まれているものとする。鍵括弧に囲まれていても、手紙の内容は発言には含んでいない。心中語についても、「待遇表現」を分析するにあたって、聞き手が存在していないため、発言には含んでいない。

発言のなかに伝言のような他人の言葉が含まれている場合は、視点が複雑になるため、研究対象には含まないこととする。

また、「待遇表現」を分析するにあたって、「話し手と聞き手の関係性」と「聞き手と第三者の関係性」という視点を取入れた。聞き手とは、話し手の発言を聞いている人物を示し、第三者とは、話し手と聞き手の会話の中で話題に上がった人物のことを示す。

それぞれの関係性のなかで、子どもと大人の「聞き手の待遇」と「第三者の待遇」の仕方にどのような違いがあるのか、待遇の種類を分析する。

ここでの待遇の種類は、永田(二〇〇一)の分類を参考にしつつ、

新たに「謙讓＋尊敬待遇」を追加し、「最高尊敬待遇」「普通尊敬待遇」「らる」待遇「無敬語待遇」「謙讓＋尊敬待遇」「謙讓待遇」の六つと設定する。

以下、待遇の種類について詳しく述べる。用例の該当の待遇部分には傍線を付している。

「最高尊敬待遇」は、待遇する人物に「させたまふ」のような二重敬語を用いている待遇を示す。

(例) 匂宮「そこに洗はせたまはば」(『源氏物語』浮舟⑥一三〇頁)
「普通尊敬待遇」は、待遇する人物に対して尊敬語を用いている待遇、もしくは、自らに対して謙讓語を用いて他者を敬っている待遇を示す。

(例1) 紫の上「あやし人の親や。まづ人の心励まさむことを先に思すよ。けしからず」(『源氏物語』玉鬘③一三一頁)

(例2) 惟光「わづらひはべる人、なほ弱げにはべれば、とかく見たまひあつかひてなむ」(『源氏物語』夕顔①一四二頁)

「らる」待遇は、待遇する人物の動作に、軽い尊敬を表す助動詞「る」「らる」を用いている待遇を示す。

(例) 仲忠「もの恥もせずと聞かれためるは。何かこの頃の名のらば。兵衛府よりは参りにけむや」

(『うつほ物語』蔵開 下②五三四頁)
「無敬語待遇」は、待遇する相手や自らに対して、敬語を用いない待遇を示す。

(例) 匂宮「いで、さりととも、いとさのみはあらざりけむ」

(『源氏物語』早蕨⑤三五〇頁)
「謙讓＋尊敬待遇」は、待遇する人物に「申したまふ」のように謙讓語と尊敬語を組み合わせて用いている待遇を示す。

(例) 仲忠「人々は御車のもとに候ひたまへ。仲忠は一人参りなむ」

(『うつほ物語』内侍のかみ②二三八頁)
「謙讓待遇」は待遇する人物の動作に謙讓語を用いている待遇を示す。

(例) 仲忠「なぞ、かく申す」(『うつほ物語』蔵開 上②三二四頁)
関係性については、親子関係や主従関係、生まれや官位のような身分を判断材料とし、「上位」「同位」「下位」の三つに分類した。

三 『うつほ物語』の分析

ここでは、『うつほ物語』の「子ども」と「大人」の「聞き手の待遇」と「第三者の待遇」について分析する。

三― 「聞き手の待遇」

『うつほ物語』の「聞き手の待遇」について表したものが、表一である。表の縦軸には、待遇の種類を示し、横軸には、「子ども」と「大人」の区分と、話し手にとつての聞き手の立場を、「上位」「同位」「下位」の三つで示している。

以下、用例の聞き手の待遇部分には傍線を付す。ただし、無敬語待遇の場合は、傍線を付していない。

この結果を見ると、『うつほ物語』の「大人」が六種類の待遇を用いているのに対し(用例①④⑥)、「一く六歳」の「子ども」は、普通尊敬待遇と無敬語待遇の二種類のみしか用いていない(用例⑦⑧)。

「七く十三歳」になると、この二種類に加えて、謙讓＋尊敬待遇が一例見られるようになる。しかし、最高尊敬待遇のような他の待遇は見られないため、「七く十三歳」の「子ども」が用いている待遇の種類

も、三種類のみである(用例⑨～⑫)。

表一 聞き手の待遇(『うつほ物語』)

	子ども						大人		
	1～6歳			7～13歳			上位	同位	下位
	上位	同位	下位	上位	同位	下位			
最高尊敬	0	0	0	0	0	0	21	9	2
普通尊敬	1	0	1	9	0	0	100	55	27
「らる」	0	0	0	0	0	0	1	0	0
無敬語	7	1	6	21	1	3	45	69	55
謙讓+尊敬	0	0	0	1	0	0	6	6	6
謙讓	0	0	0	0	0	0	0	0	6

このことから、『うつほ物語』の「子ども」の「聞き手の待遇」は、「大人」よりも待遇の種類が少なく、限定された待遇の種類範囲内で表現されていることが分かる。そして、年齢が上がるにつれて、用いることのできる待遇の種類が増えていくようである。

① 仲忠(大人)↓女一の宮「悪しかめり。なほ臥させたまひて聞こしめせ」(『うつほ物語』蔵開 上②三四二頁)

② 仲忠(大人)↓孫王の君「見たまへ。さ聞こゆとも、よに悪しきわざせじや」(『うつほ物語』祭の使①五〇三頁)

③ 仲忠(大人)↓六の君「もの恥もせずと聞かれためるは。何かこの頃の名のらば。兵衛府よりは参りにけむや」

(『うつほ物語』蔵開 下②五三四頁)

④ 仲忠(大人)↓忠こそ「いと興あるものかな」

(『うつほ物語』春日詣①二七一頁)

⑤ 仲忠(大人)↓藤原貞親「仲忠がさぶらふよし、侍従の君に聞こえたまへ」(『うつほ物語』春日詣①二九七頁)

⑥ 仲忠(大人)↓嬪、翁「なぞ、かく申す」

(『うつほ物語』蔵開 上②三二四頁)

⑦ いぬ宮(六歳)↓仲忠「さらばよかりなむ。なぞて宮には隠したまふぞ」(『うつほ物語』楼の上 上③四六九頁)

⑧ 若宮(五歳)↓仲忠「いとうれしかりなむ。遊ぶ人なくていと悪し」(『うつほ物語』蔵開 下②五八六頁)

⑨ いぬ宮(七歳)↓俊蔭娘「な泣きたまひそ。まろも念じてこそあれ」(『うつほ物語』楼の上 下③五三二頁)

⑩ 宮はた(八歳)↓仲忠「いと長げなり」

(『うつほ物語』蔵開 中②四六五頁)

⑪ いぬ宮(七歳)↓仲忠「宮のもかくやあらむ。宮見たてまつりたまへるか。恋しうとも念ぜよとのたまひしを、今は忘れやしたまひぬらむ。御文も賜へかし」

(『うつほ物語』楼の上 下③五二二頁)

また、『うつほ物語』の関係性による「子ども」の「聞き手の待遇」の使い分けは、待遇の種類差以外、「大人」と異なる待遇は見られな

い。例えば、上位の人物に対して、一見不適切であるような無敬語待遇を用いる例が、「子ども」に多く見られる(用例⑫⑬)。しかし、この例は「大人」にも見られるため、「子ども」のみに見られる特徴とは言えない(用例⑭⑮)。

⑫ いぬ宮(六歳)↓仲忠「さて、ちやはは」

(『うつほ物語』蔵開 下②五三四頁)

⑬ 小君(八、九歳)↓仲忠「知らず」 (『うつほ物語』楼の上 上③四六九頁)

(『うつほ物語』「楼の上 上③四一〇頁」)

⑭ 仲忠(大人)↓正頼「ただ今は、さらにさらに」 (『うつほ物語』蔵開 上②三三九頁)

(『うつほ物語』蔵開 中②四六六頁)

三二 「第三者の待遇」

『うつほ物語』の「第三者の待遇」について表したものが、以下の表である。このうち、上位の第三者を待遇する場合を表したものが表二、同位の第三者を待遇する場合を表したものが表三、下位の第三者を待遇する場合のものが表四である。

表の縦軸には、待遇の種類を示し、横軸には、「子ども」と「大人」の区分と、第三者にとつての聞き手の立場を、「上位」「同位」「下位」の三つで示している。例えば、表二の「一〜六歳」の「上位」は、「一〜六歳」の話し手が、上位の第三者を、第三者よりも上位の聞き手に対して待遇する場合を示す。

以下、用例の第三者を四角で囲み、第三者の待遇部分には傍線を付す。ただし、無敬語待遇の場合は、傍線を付していない。第三者が明記されていない場合は、括弧内に示している。

この結果を見ると、『うつほ物語』の「大人」が六種類の待遇を用いているのに対し(用例⑬⑭⑯⑰⑱⑲)、「一〜六歳」の「子ども」は、普通尊敬待遇と無敬語待遇の二種類のみしか用いていない(用例⑳㉑㉒)。

「七〜十三歳」になると、この二種類に加えて、謙譲+尊敬待遇が見られ、三種類の待遇を用いるようになる(用例㉓)。

表四 下位の第三者を待遇する場合(『うつほ物語』)

	子ども						大人		
	1~6歳			7~13歳			上位	同位	下位
	上位	同位	下位	上位	同位	下位			
最高尊敬	0	0	0	0	0	0	0	0	
普通尊敬	1	0	0	1	0	0	7	5	
「らる」	0	0	0	0	0	0	2	0	
無敬語	4	0	0	2	0	0	29	2	
謙譲+尊敬	0	0	0	0	0	0	1	0	
謙譲	0	0	0	0	0	0	5	0	

表二 上位の第三者を待遇する場合(『うつほ物語』)

	子ども						大人		
	1~6歳			7~13歳			上位	同位	下位
	上位	同位	下位	上位	同位	下位			
最高尊敬	0	0	0	0	0	0	3	19	
普通尊敬	0	3	1	2	8	4	7	65	
「らる」	0	0	0	0	0	0	0	0	
無敬語	0	1	0	3	0	2	10	20	
謙譲+尊敬	0	0	0	2	0	0	1	11	
謙譲	0	0	0	0	0	0	3	1	

表三 同位の第三者を待遇する場合(『うつほ物語』)

	子ども						大人		
	1~6歳			7~13歳			上位	同位	下位
	上位	同位	下位	上位	同位	下位			
最高尊敬	0	0	0	0	0	0	0	1	
普通尊敬	0	2	0	0	0	0	10	19	
「らる」	0	0	0	0	0	0	0	0	
無敬語	0	0	0	0	0	0	1	4	
謙譲+尊敬	0	0	0	0	0	0	0	0	
謙譲	0	0	0	0	0	0	2	0	

この「子ども」の「第三者の待遇」の種類の少なさは、「聞き手の待遇」と同様であり、やはり「子ども」は、限定された待遇の種類の範囲内で表現されていたようである。

⑩ 仲忠(大人)↓女一の宮「帝がかうかうのことなむ仰せられたりつる。設けのものなどせさせたまへ」

(『うつほ物語』蔵開 上②四三一頁)

⑪ 仲忠(大人)↓俊蔭娘「ただ今おとど^①の見たまはぬこそいと口惜しけれ」

⑫ 仲忠(大人)↓兼雅「かの宰相こそ、この宮をあらはれて、女御にもみづからにもものせらるなれ」

(『うつほ物語』蔵開 下②四八二頁)

⑬ 仲忠(大人)↓梨壺「院の御方は参上りたまはずとか」

(『うつほ物語』蔵開 中②四八二頁)

⑭ 仲忠(大人)↓朱雀帝「この族の手は、松方のみなむ仕うまつらむ。」

この一つ筋になむ侍る」(『うつほ物語』内侍のかみ②二三〇頁)

⑮ 若宮(五歳)↓仲忠「わが見に出でたりしかば、宮の隠して見せたまはざりし」

(『うつほ物語』蔵開 下②五八五頁)

⑯ 若宮(五歳)↓仲忠「否、いぬ宮はいとつくしかりき。こなたに率て来などせさせしかば、大輔の乳母はののしりてとどめき。ただ今抱きておはせよ」

(『うつほ物語』蔵開 下②五八五頁)

⑰ 宮はた(八歳)↓仲忠「父君の思ひたてまつれたまへば、まろも」

(『うつほ物語』蔵開 中②四五六頁)

また、『うつほ物語』の関係性による「子ども」の「第三者の待遇」の使い分けは、「聞き手の待遇」と同様に、待遇の種類の差以外、「大人」と異なる待遇は見られなかった。

三―三 まとめ

これらの結果をまとめると、『うつほ物語』の「子ども」の「待遇表」の特徴は、以下の通りである。

- (1) 「一〜六歳」の「子ども」は、普通尊敬待遇と無敬語待遇のみを用い、「七〜十三歳」になると、用いる待遇の種類が少し増える。
- (2) 「子ども」の「聞き手の待遇」は、用いる待遇の種類^①の差以外に、「大人」と異なる点は見られない。
- (3) 「子ども」の「第三者の待遇」は、用いる待遇の種類^②の差以外に、「大人」と異なる点は見られない。

四 『源氏物語』の分析

ここでは、『源氏物語』の「子ども」と「大人」の「聞き手の待遇」と「第三者の待遇」について分析する。

四―一 「聞き手の待遇」

『源氏物語』の「聞き手の待遇」について表したものが、表五である。以下、用例の聞き手の待遇部分には傍線を付す。ただし、無敬語待遇の場合は、傍線を付していない。

この結果を見ると、『源氏物語』の「聞き手の待遇」は、「大人」が五種類の待遇を用いているのに対し(用例⑭〜⑳)、「一〜六歳」の「子ども」は、普通尊敬待遇と無敬語待遇、謙讓待遇の三種類用いていた(用例㉑〜㉓)。「七〜十三歳」になると、最高尊敬待遇と「らる」待遇の例が見られるようになり、四種類の待遇を用いるようになっていく。

(用例㉑⑳)

ただし、「一〜六歳」に一例のみ見られる謙讓待遇については注意が必要である。用例㉑は、研究目的でも紹介した三歳の匂宮の発言であ

る。

表五、聞き手の待遇(『源氏物語』)

	子ども						大人		
	1～6歳			7～13歳			上位	同位	下位
	上位	同位	下位	上位	同位	下位			
最高尊敬	0	0	0	1	0	0	7	0	4
普通尊敬	5	0	1*	8	0	0	19	46	17
「らる」	0	0	0	0	0	1	0	0	0
無敬語	2	0	8	12	0	8	0	31	42
謙讓+尊敬	0	0	0	0	0	0	0	3	0
謙讓	0	0	1*	0	0	0	0	0	2

*一つの発言のなかで、普通尊敬待遇と謙讓待遇を同時に用いている例を示す。

匂宮は、当時東宮であった今上帝と明石の女御の子どもであり、立場としては宮であるため、従三位の右近衛大将であった夕霧よりは、身分は上位である。そのため、身分が下位の人物に対して、謙讓待遇を用いるのはおかしくないようにも思える。

しかし、「大人」が聞き手に謙讓待遇を用いる例を見てみると(用例⑳⑳)、どちらも聞き手は浮舟に仕えていた女房の侍従の君であり、夕霧に比べると、身分の低い人物である。これだけでは用例数が少ないため、『うつほ物語』も確認してみると、謙讓待遇を用いる相手は、使用人や蔵を見守っていた翁や姫、下臈の男どものように、身分の低い人物ばかりであった。

永田(二〇〇一)は、『源氏物語』の「第三者の待遇」において、主人は使用人に対して無敬語待遇や謙讓待遇を用い、決して尊敬待遇する

ことはない」と述べている。また、永田は同著において、「話し手より身分の低いものは一般的には無敬語で待遇され、第三者が高い身分にあるときには尊敬待遇されることもあるが、「らる」程度の低い敬語に抑えられることが多い」と述べている。

つまり、「第三者の待遇」において、謙讓待遇は、使用人のような身分の低い人物に対して用いるものであり、身分の高い第三者に対して無敬語待遇を用いることはあっても、謙讓待遇を用いることはない。

この条件が、「聞き手の待遇」においても当てはまるとすれば、たとえ聞き手の身分が話し手よりも下位であっても、夕霧のような使用人ではない人物に対して用いる謙讓待遇は、不適切な待遇にあたりと考えられる。

また、この発言において匂宮は、「抱きたてまつりて」の謙讓待遇だけでなく、「率ておはせ」と普通尊敬待遇も用いている。このような、自らを敬う形で聞き手に謙讓待遇を用いつつ、普通尊敬待遇も用いる例は、この例を除いて一例も見られない。

以上のことから、この用例の謙讓待遇は不適切な用い方をされており、まだ敬語について理解が十分ではない匂宮の幼さを表現したものであると考えられる。

⑳ 惟光(大人)↓源氏「はや御馬にて二条院へおはしますさん。人さわがしくなりはべらぬほどに」(『源氏物語』夕顔①一七二頁)

㉑ 匂宮(大人)↓薫「心にかなふあたりを、まだ見つけぬほどぞや」(『源氏物語』橋姫⑤一五五頁)

㉒ 惟光(大人)↓弁「これ忍びて参らせたまへ」(『源氏物語』権本⑤二一五頁)

(『源氏物語』葵②七三頁)

⑳ 匂宮(大人) ↓侍従の君「またも参れ」

(『源氏物語』蜻蛉⑥二二九頁)

㉑ 東宮(六歳) ↓藤壺「久しうおはせぬは恋しきものを」

(『源氏物語』賢木②一一五頁)

⑳ 玉鬘(四歳) ↓乳母「母の御もとへ行くか」

(『源氏物語』玉鬘③八九頁)

㉒ 匂宮(三歳) ↓夕霧「大将こそ、宮抱きたてまつりて、あなたへ率ておはせ」

(『源氏物語』横笛④三六二頁)

㉓ 小君(十二、十三歳) ↓空蟬「ものけたまはる。いづくにおはしますぞ」

(『源氏物語』帚木①九七頁)

㉔ 小君(十二、十三歳) ↓御達「なぞ、かう暑きにこの格子は下ろされたる」

(『源氏物語』空蟬①一一九頁)

㉕ 匂宮(大人) ↓侍従の君「かくてさぶら」

(『源氏物語』蜻蛉⑥二六二頁)

また、聞き手が上位の人物である場合に注目すると、「大人」は最高尊敬待遇と普通尊敬待遇の二種類のみを用い(用例⑳⑳)、無敬語待遇は一例も用いていない。それに対して「子ども」は、それらの待遇だけではなく、無敬語待遇が多く見られた(用例㉑㉒)。

このように、上位の人物に対して無敬語待遇を用いない「大人」と、無敬語待遇を用いる場合のある「子ども」とで、明確に書き分けられている。

このことから、『源氏物語』の「聞き手に待遇」において、上位の人物に対して無敬語待遇を用いることは好ましいものではなく、子どもらしさを表現するために、あえて「子ども」に不適切な無敬語待遇を用いさせていたと考えられる。

㉖ 惟光(大人) ↓源氏「さ思されんはいかがせむ。はやおはしまして、

夜更けぬさきに帰らせおはしませ」

(『源氏物語』夕顔①一七七頁)

㉗ 匂宮(大人) ↓明石の中宮「しばし。さ思うたまふるやうなむ」

(『源氏物語』総角⑤三一五頁)

㉘ 匂宮(五、六歳) ↓源氏「まろが桜は咲きにけり。いかで久しく散らさじ。木のめぐりに帳を立てて、帷子を上げずは、風もえ吹き寄らじ」

(『源氏物語』幻④五二九頁)

㉙ 紫の上(十歳) ↓北山の尼君「雀の子を犬君が逃がしつる、伏籠の中に籠めたりつるものを」

(『源氏物語』若紫①二〇六頁)

㉚ 紫の上(十歳) ↓源氏「まだようは書かず」

(『源氏物語』若紫①二五九頁)

四―二 「第三者の待遇」

『源氏物語』の「第三者の待遇」について表したものが、以下の表である。このうち、上位の第三者を待遇する場合を表したものが表六、同位の第三者を待遇する場合を表したものが表七、下位の第三者を待遇する場合のものが表八である。

以下、用例の第三者を四角で囲み、第三者の待遇部分には傍線を付す。ただし、無敬語待遇の場合は、傍線を付していない。第三者が明記されていない場合は、括弧内に示している。

この結果を見ると、『源氏物語』の「第三者の待遇」は、「大人」が五種類の待遇を用いているのに対し(用例④④④)、「子ども」は、普通尊敬待遇と無敬語待遇の二種類のみしか用いていない(用例④④④)。

㉛ 惟光(大人) ↓少納言「ここに、**源氏**がおはします」

(『源氏物語』若紫①二五三頁)

㉜ 紫の上(大人) ↓源氏「**姫宮**にも、中の戸開けて聞こえむ。かねて

表八、下位の第三者を待遇する場合(『源氏物語』)

	子ども						大人		
	1~6歳			7~13歳			上位	同位	下位
	上位	同位	下位	上位	同位	下位			
最高尊敬	0	0	0	0	0	0	0	0	
普通尊敬	0	0	0	0	0	4	1	4	
「らる」	0	0	0	0	0	0	0	0	
無敬語	1	0	0	3	0	10	8	4	
謙讓+尊敬	0	0	0	0	0	1	0	0	
謙讓	0	0	0	0	0	10	2	0	

表六、上位の第三者を待遇する場合(『源氏物語』)

	子ども						大人		
	1~6歳			7~13歳			上位	同位	下位
	上位	同位	下位	上位	同位	下位			
最高尊敬	0	0	0	0	0	0	1	3	
普通尊敬	0	2	2	0	1	9	7	10	
「らる」	0	0	0	0	0	0	0	0	
無敬語	1	0	0	1	0	0	2	0	
謙讓+尊敬	0	0	0	0	0	0	1	0	
謙讓	0	0	0	0	0	0	0	0	

表七、同位の第三者を待遇する場合(『源氏物語』)

	子ども						大人		
	1~6歳			7~13歳			上位	同位	下位
	上位	同位	下位	上位	同位	下位			
最高尊敬	0	0	0	0	0	0	0	0	
普通尊敬	0	0	0	0	0	0	4	5	
「らる」	0	0	0	0	0	0	0	0	
無敬語	0	0	0	2	0	6	0	0	
謙讓+尊敬	0	0	0	0	0	0	0	0	
謙讓	0	0	0	0	0	1	0	0	

よりもさやうに思ひしかど、ついでなきにはつつましきを、かかるをりに聞こえ馴れなば、心やすくなむあるべき」

④② 匂宮(大人)↓受領「いと恐びたる人(浮舟)、しばし隠いたらむ」
(『源氏物語』若菜上④八七頁)

④③ 紫の上(大人)↓源氏「(玉鬘)はもの心得つべくはものしたまふめるを、うらなくしもうちとけ頼みきこえたまふらんこそ心苦しけれ」
(『源氏物語』胡蝶③一八四頁)

④④ 紫の上(大人)↓源氏「あなうたて、(玉鬘)はめでたしと見たてまつるとも、心もて宮仕思ひたらむこそ、いとさし過ぎたる心ならめ」
(『源氏物語』行幸③二九四頁)

④⑤ 匂宮(五、六歳)「母紫の上」ののたまひしことを、まがまがしうのたまふ」
(『源氏物語』幻④五三〇頁)

④⑥ 東宮(六歳)「式部」がやうにや。いかでかさはなりたまはん」
(『源氏物語』賢木②一一五頁)

④⑦ 男君たち(十歳と八歳)↓真木柱「まろらをも、(玉鬘)はらうたくなつかしうなんしたまふ。明け暮れをかしきことを好みてものしたまふ」
(『源氏物語』真木柱③三九六頁)

④⑧ 紫の上(十歳)「儼やらふとて、(天君)がこれをこぼちはべりにければ、つくるひはべるぞ」
(『源氏物語』紅葉賀①三二一頁)

また、『源氏物語』の関係性による「子ども」の「第三者の待遇」の使い分けは、『うつほ物語』と同様に、待遇の種類の差以外、「大人」と異なる待遇は見られない。

四―三 まとめ

これらの結果をまとめると、『源氏物語』の「子ども」の「待遇表

現」の特徴は、以下の通りである。

(1) 「一〜六歳」の「子ども」は、主に普通尊敬待遇と無敬語待遇のみを用い、「七〜十三歳」になると、用いる待遇の種類が少し増える。

(2) 「子ども」の「聞き手の待遇」は、不適切な待遇を用いる場合がある。

(3) 「子ども」の「第三者の待遇」は、用いる待遇の種類の違い以外に、「大人」と異なる点は見られない。

五 『うつつほ物語』と『源氏物語』の比較

ここでは、『うつつほ物語』と『源氏物語』の分析の結果を比較して考察する。

五―一 『うつつほ物語』と『源氏物語』の共通点

『うつつほ物語』と『源氏物語』の分析の結果を比較すると、以下のような共通点があることが分かった。

(1) 「一〜六歳」の「子ども」は、主に普通尊敬待遇と無敬語待遇のみを用い、「七〜十三歳」になると、用いる待遇の種類が少し増える。

(2) 「子ども」の「第三者の待遇」は、用いる待遇の種類の違い以外に、「大人」と異なる点は見られない。

二作品に共通して、「子ども」は、用いる待遇の種類が少なく、限定された待遇の種類範囲内で表現されていた。この結果は、「聞き手の待遇」や「第三者の待遇」に関係なく表れている。

この結果から、待遇の種類の中で、普通尊敬待遇が、子どもにとってまず習得する分かりやすい待遇であり、反対に、最高尊敬待遇や謙

譲待遇などは、複雑で分かりにくく、ある程度成長してから習得する待遇であると、当時の人々に認識されていたことが考えられる。

五―二 『うつつほ物語』と『源氏物語』の相違点

二作品の相違点として、「聞き手の待遇」に大きな違いが見られた。

『うつつほ物語』の「聞き手の待遇」では、上位の人物に対して無敬語待遇を用いるという、不適切であると思われるような例が「子ども」だけでなく「大人」でも多く見られ、「子ども」と「大人」の「聞き手の待遇」に待遇の種類の違い以外、大きな違いは見られない。

それに対して『源氏物語』では、「大人」の「聞き手の待遇」は、上位の人物に対して無敬語待遇を用いる例は一例も見られない。上位の人物に対して無敬語待遇を用いない「大人」と、無敬語待遇を用いる場合がある「子ども」とで明確に書き分けられている。

また、『源氏物語』には、同じ発言の中で、用いるべきではない聞き手に対して謙譲待遇を用いて自らを敬いつつ、普通尊敬待遇も用いるという、不適切な待遇表現の例も見られる。

このことから、『源氏物語』では、「子ども」にあえて不適切な待遇表現を使わせることによって、子どもらしさを表現していたと考えられる。

この表現意識は、『うつつほ物語』においては見られない。そのため、『源氏物語』は、子どもと大人で言葉遣いを書き分ける意識が、『うつつほ物語』に比べて高かったことが分かる。

このように、作品ごとに比較して分析してみると、子どもの言葉の表現意識は作品によって程度が異なることが分かった。

六 研究の成果

本稿では、従来の研究において曖昧に指摘されていた平安時代の子ども言葉の特徴を、「待遇表現」の観点から見出すことができた。

『うつほ物語』と『源氏物語』のどちらの作品においても、大人と子どもの「待遇表現」は書き分けて表現されており、平安時代において子どもの役割語は確かに存在していたと言えるだろう。

しかし、その書き分け意識は、どちらの作品に同じように表れていないわけではない。

『源氏物語』は、二作品に共通して表れていた待遇の種類は少なすぎたのではなく、不適切な待遇表現でも子どもらしさを表現しており、『うつほ物語』よりも『源氏物語』の方が、大人と子どもの言葉を書き分ける表現意識が強いと考えられる。

今後、子ども言葉の表現意識が時代の流れとともに強くなっていくのか、それとも、作品固有の特徴であるのか、分析する作品を増やすことによって、明らかにしていきたい。

注

(1)以下、用例はすべて『新編日本古典文学全集』を引用し、用例の後に括弧で作品名と巻名、『新編日本古典文学全集』の巻数、頁数を示す。

(2)金水(二〇〇三)の定義では、「ある特定の言葉遣い(語彙・語法・言い回し・イントネーション等)を聞くと特定の人物像(年齢、性別、職業、階層、時代、容姿・風貌、性格等)を思い浮かべることができるとき、あるいはある特定の人物像を提示されると、その人物がいかにも使用しそうな言葉遣いを思い浮かべることができるとき、その言葉遣いを「役割語」と呼ぶ。」とされている。

(3)「話し相手や話中の人物と話し手との相対的な身分・年齢などによって変わる表現法。尊敬表現・謙讓表現・丁寧表現など。」(『新明解国語辞典 第七版』

二〇一三 三省堂)

(4)服藤(二〇〇四)によると、皇子や皇女が天皇と初めて対面する対面儀が行われる年齢は七歳であり、当時は七歳から童殿上が許されていたようである。そのため、年齢区分を七歳で区切りとし、「一〜六歳」「七〜十三歳」と設定した。

(5)作品内において「仲忠」は、兜率天の内院の衆生七人の内の生れ代りである。「変化の者」(『うつほ物語』俊蔭①七四頁)であるため、とても成長がはやく、三歳で母の乳を拒否し、五歳で母を養おうと奮闘する聡明さが描かれている。父親である「兼雅」と対面した際には、当時十二歳であったのにもかかわらず、「ほど十五、六ばかりと見えて」(『うつほ物語』俊蔭①九十二頁)と、実際の年齢よりも言動が大人びていることが分かる描写もされている。

参考文献

・金水敏(二〇〇三)『ヴァーチャル日本語 役割語の謎』岩波書店

・西田隆政(二〇一六)「役割語史研究の可能性―平安和文学作品での検証―」(『国語と国文学』九三巻)

・森野宗明(一九六八)「平安時代の言語作品に見出だされる子供のこゝとば使用について」(『青山学院女子短期大学紀要』二二巻)

・山田忠雄ほか(二〇一三)『新明解国語辞典 第七版』三省堂

・永田高志(二〇〇一)『第三者待遇表現史の研究』和泉書院

・服藤早苗(二〇〇四)『平安王朝の子どもたち 王権と家・童』吉田弘文館

・中野幸一(一九九五)『新編日本古典文学全集十四 うつほ物語①』小学館

・中野幸一(一九九五)『新編日本古典文学全集十五 うつほ物語②』小学館

・中野幸一(一九九五)『新編日本古典文学全集十六 うつほ物語③』小学館

- ・阿部秋生ほか(一九九四)『新編日本古典文学全集二〇 源氏物語①』
小学館
- ・阿部秋生ほか(一九九五)『新編日本古典文学全集二一 源氏物語②』
小学館
- ・阿部秋生ほか(一九九六)『新編日本古典文学全集二二 源氏物語③』
小学館
- ・阿部秋生ほか(一九九六)『新編日本古典文学全集二三 源氏物語④』
小学館
- ・阿部秋生ほか(一九九七)『新編日本古典文学全集二四 源氏物語⑤』
小学館
- ・阿部秋生ほか(一九九八)『新編日本古典文学全集二五 源氏物語⑥』
小学館

(広島大学大学院博士課程前期一年)